≪第2分科会≫ 若者と政治教育

民主的主体の現れの契機について 中村(新井)清二(大東文化大学)

近年、戦後日本社会を構成してきた、平和・人権・民主主義の価値が大きく揺さぶられる政治状況にある。こうした状況下において、昨夏は、人々の声によってリズムが刻まれながら、人波越しに浮かび上がる国会議事堂といった風景がなんども出現したが、改めて民主主義とはなにか、どうあるべきか、問われ、考えを求められたように思う。民主主義とは選挙制度なのか、全国津々浦々の街頭行動は民主主義なのか、そうでないのか。立憲主義とは何か、民主主義とのその関係はどのようなものか、というように。

投げかけられたこのような問いに加えて、その教育ということになればよりいっそう複雑さを増す。「政治的中立」というが、それでは民主政治の擁護は伝えられないのではないか。民主主義を学ぶことが政治的価値の強制であってはならないとすれば、どのような学びであれば良いのか。

こうした問いは教育現場の日々からすればやや抽象的に過ぎるかもしれない。しかし、今年、18歳に選挙権年齢が拡大されたことを踏まえれば、現実味を帯び始める。

例えば、「高校生が政治活動をする場合は届け出をさせる」といった一部の学校や教育委員会の動きがあり、またそれを文部科学省は容認するという状況があった。

参政権を持つ市民に対して政治活動の届け出を求めることは、それ自体が参政権の制限であり、また思想信条の自由に抵触するものだ。そうであるにもかかわらず、なぜこのような判断がなされたのだろうか。報道では、教育委員会や学校あるいは教師たちは、選挙権を持つ一人の市民である前に「生徒」である、といった考えを前提としているようであった。

ある愛媛県立高校の校長は「政治活動を優先するあまり、授業を欠席し続けるなど 学業に支障がある生徒が出るような事態を防ぐため、届け出をお願いすることにした」という(2016年3月16日付け『朝日新聞(東京版)』)。また、福島の教育委員会関係者は、「トラブルに備えるという点ではアルバイトの届け出制と同じ。導入もあり得る」という考えだ(2016年2月22日付け『朝日新聞(大阪版))』)。山口県立高校の校長は、「学校が把握しないまま自由にやっていると困ることがある」、「出入りしてはいけない場所に立ち入らせる団体もあるかもしれず、生徒を守るため検討している」という(2016年4月22日付け『朝日新聞(西部版)』)。いわば、学校に在籍する18歳の市民は、「成人」ではないのだから、「未成熟」であり、それゆえ適切な指導(届け出の義務づけ)があってよい、という考えのようだ。

こうした考えが転倒していることは明らかであり、厳しく批判されなければならないだろう。しかし、それはそうだとしても気になるのは、この転倒が実は多くの人にとって日常的にはそれほど突飛なものではないかもしれない、という点である。つまり、私たちにとってとても馴染み深い考えと結びついているという可能性である。そ

≪第2分科会≫ 若者と政治教育

の考えとは、<適切に行為遂行しようとするにはそのことに関する十分な知識習得なり 態度が欠かせない〉という考えだ。

一見するとこの考え自体にはそれほど問題があるようには思われないかもしれない。しかし、次のような判断として解釈される場合はどうだろうか。すなわち、〈しかるべき知識・態度が欠けている場合、適切に行為遂行しえないのだから、何らかのしかるべき介入が必要だ〉という場合である。そして、この判断をそのまま「未成熟」な市民の「参政権」に重ねてしまう時、「届け出の義務づけ」はそれほど違和感を与えるものではなくなってしまわないだろうか。つまり、知識・態度が十分でないのであれば権利行使には何らかの介入(つまり「届け出の義務づけ」)が必要だ、と。

以上のような「届け出義務づけ」と日常的に馴染み深い考えとの結びつきがあると したら、その批判は基本的人権や法制度といった観点からの批判だけでなく、行為と 認識といった観点からの批判がなされる必要があるだろう。

ここ15年ほどの間、シティズンシップ教育論は旺盛に論じられてきたが、では、上述のような「届け出の義務づけ」に対して、どのような批判を展開しうるのだろうか。確かに、こうした政治活動の届け出を批判されてしかるべきだとする主張を目にするのは少なくない。しかし報告者の見るところ、今日広く見られるシティズンシップ教育論の枠組みは、行為と認識といった視点からの批判はあまり見かけないのである。

本報告では、こうした問題点を意識しつつ民主主義教育の新たな見方を提示するガート・ビースタの議論を手掛かりに、民主的主体つまり市民の形成について論じていきたい。